

確認

令和 7 年度 第 公委-S15 号		設計	精算					
委託費								
公園入口施設管理業務委託								
場	所	工期	年					
	久留米市 百年公園2432-1外	令和 3月 31日	8					
設計の大要								
・ 施設業務 1式								
委託明細								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
								別紙内訳書のとおり

令和7年度 公園入口施錠管理業務委託 数量表

地区名	工種	基本数量	単位	回数	設計数量	集計単位	備考
中央公園	公園入り口施錠 2箇所	2	箇所	365	730	箇所	
合計	公園入り口施錠 2箇所				730	箇所	
浦山公園	公園入り口施錠 3箇所	3	箇所	365	1,095	箇所	
合計	公園入り口施錠 3箇所				1,095	箇所	
津福公園	公園入り口施錠 2箇所	2	箇所	365	730	箇所	
合計	公園入り口施錠 2箇所				730	箇所	
百年公園	公園入り口施錠 1箇所	1	箇所	365	365	箇所	
合計	公園入り口施錠 1箇所				365	箇所	
パーキングボーク小森野駐車場	公園入り口施錠 1箇所	1	箇所	54	54	箇所	
合計	公園入り口施錠 1箇所				54	箇所	

仕様書

第1節 一般事項

1.(摘要)

この仕様書は、公園入口施設管理業務委託 契約に適用する。

2.(軽微な変更)

契約書及び仕様書に定める範囲内での軽微な変更又は、業務上当然必要なものについては監督職員の指示に従い、受託人において異議なく施工するものとする。

3.(疑義の委任)

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は、仕様書に定めのない管理業務の細目については、監督職員の指示に従うものとする。

第2節 書類の提出

1.(提出書類)

受託人は、契約締結後すみやかに、(別紙)提出書類一覧に基づき提出しなければならない。

第3節 施工

1.(技術基準)

受託業務の施工は、別紙「委託作業技術基準」に基づき実施し、技術基準に定めのないものについては、監督職員の指示を受けるものとする。

第4節 安全管理

1.(安全一般)

受託人は常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害防止に努めると共に関連法令を遵守する。

2.(交通及び保安上の処置)

受託人は作業中、交通の妨害、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないようにし交通及び保安上十分な注意を払うものとする。

3.(事故防止及び事故処理)

受託人は業務の実施に関連して、事故防止のため必要な処置を講じなければならない。もし、事故が発生した時は、応急処置を講ずると共に事故発生原因、経過及び被害の内容について、ただちに監督職員に報告しなければならない。

4.(施設・樹木等の損傷)

受託人は作業にあたり、施設・樹木等を損傷しないよう十分注意して行。万一損傷した場合は受託人の負担で原形に復する。又、損傷を発見した場合はすみやかにその状況を監督職員に報告するものとする。

5.(現場の整頓・跡片付け)

受託人は機械器具、不要土砂、切枝等を交通及び公園利用者の安全上の障害にならないようにその都度整理しなければならない。又、業務完了と同時にすみやかに不要材料を整理し、仮設物を搬出して現場を清掃するものとする。

6.(災害時の連絡及び巡回体制)

受託人は災害が発生した場合の緊急時には、巡回を行い公園利用者の安全を確保し、その状況をすみやかに監督職員に報告するものとする。又、昼夜問わず連絡及び巡回ができるような体制の確立を図っておくものとする。

第 5 節 追記事項

1.(暴力団排除に関する事項)

受託人は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- イ) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ロ) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ハ) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

2.(暴力団排除に係る下請け契約に関する事項)

受託人は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- イ) 下請け契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- ロ) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請け人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

公園入口施錠管理業務委託 作業基準

1. 施錠管理

(1) 機能の確保と的確な維持管理をはかるため施錠開放を行う。

(2) 施錠箇所

- ① 百年公園
公園正門門扉（1箇所）
- ② 中央公園
陸上競技場側出入口門扉（2箇所）
- ③ 浦山公園
公園正門門扉（3箇所）
- ④ 津福公園
南側駐車場出入口門扉（1箇所）
北側駐車場出入口門扉（1箇所）
- ⑤ リアサイトパーク小森野駐車場
駐車場出入口門扉（1箇所）

(3) 開錠・閉錠時刻

- ① 百年公園
原則として、開錠は 午前 5時00分とする。
閉錠は 午後10時30分とする。
- ② 中央公園
原則として、開錠は 午前5時30分とする。
閉錠は 午後10時00分とする。
- ③ 浦山公園
原則として、開錠は 午前9時00分とする。
閉錠は 午後9時00分とする。
- ④ 津福公園
原則として、開錠は 午前7時30分とする。
閉錠は 午後9時30分とする。
- ⑤ リアサイトパーク小森野駐車場
原則として、開錠は 午前 7時00分とする。（休当日）
閉錠は 午後11時00分とする。（連休末日及び休日）
※1. ⑤の休日とは、土、日、祝日をさすものとする。
※2. 原則として施錠・解錠の時刻は上記の通りとするが、変更、若しくは
緊急的な対応については監督職員の指示に従い実施するものとする。

(4) 錠は、委託期間、発注者より受託者に貸与するものとし、委託期間が終了次第速やかに返却すること。

2. 目的外駐車調査・報告

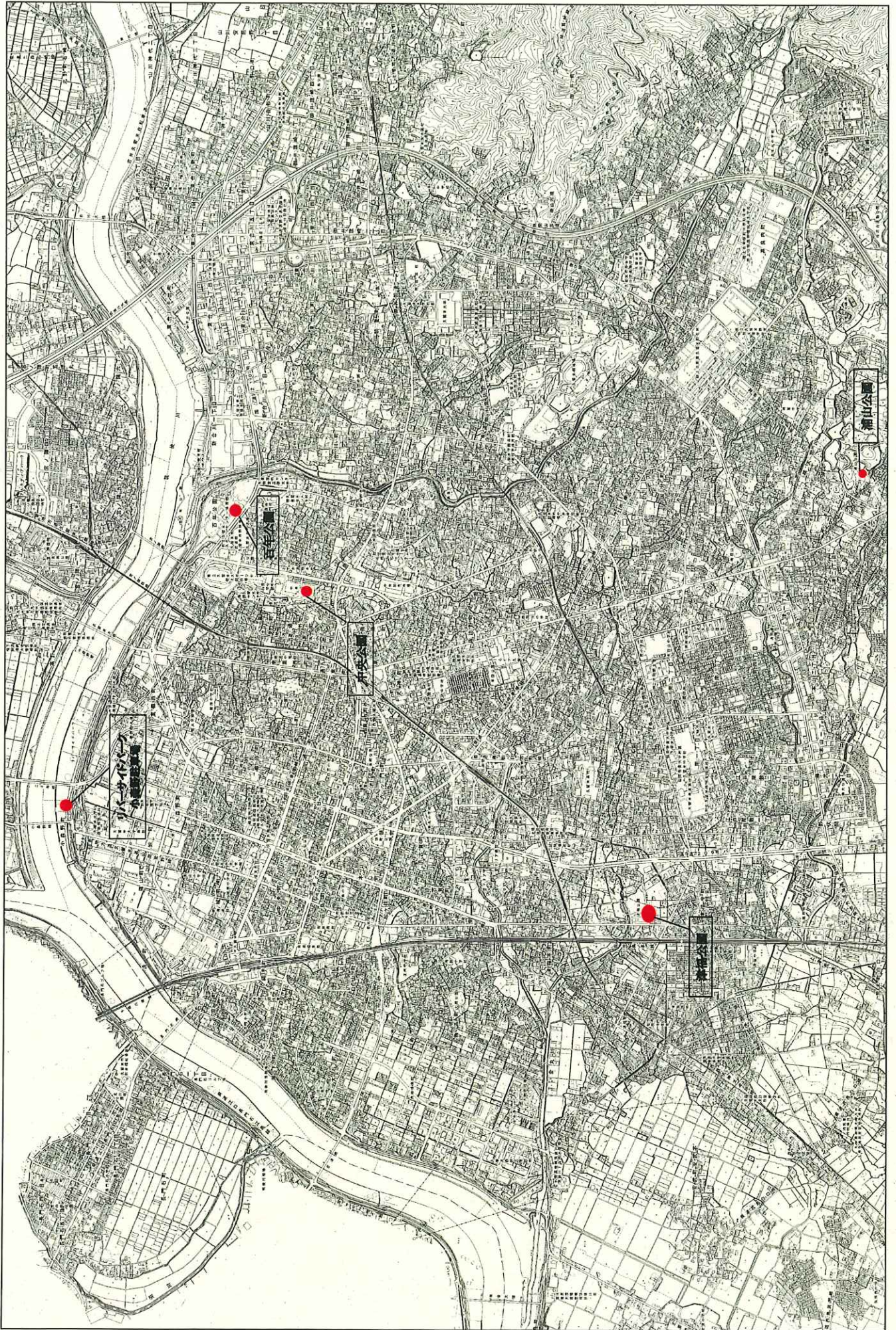
- (1) 駐車場等の目的外利用を排除するために、週1回施錠後にパトロール調査を行い、月末に報告すること。ただし、明らかに目的外利用と思われる車両を発見した場合は速やかに監督職員へ報告し、必要に応じ、注意喚起を行うこと。

3. その他注意点

- (1) 受託者は、常に業務の安全に留意して管理を行い事故防止に努めるものとする。
- (2) 施錠箇所にて異状（破損・故障等）により当該業務が履行できない場合は、速やかに監督職員に報告し、事故防止のためにカラーコーンの設置などの安全対策を実施すること。
- (3) 公園の利用予約（イベント等）状況により、時間帯の変更がある場合、若しくは洪水等の災害により緊急対応が生じる場合については、監督職員の指示に従い速やかに対応すること。

4. この業務について疑義が生じたときは、速やかに監督職員と協議し処理すること。

位置図



百年公園平面図

久留米百年公園

百年公園

原町

久留米アリーナ

久留米総合
スポーツセンター

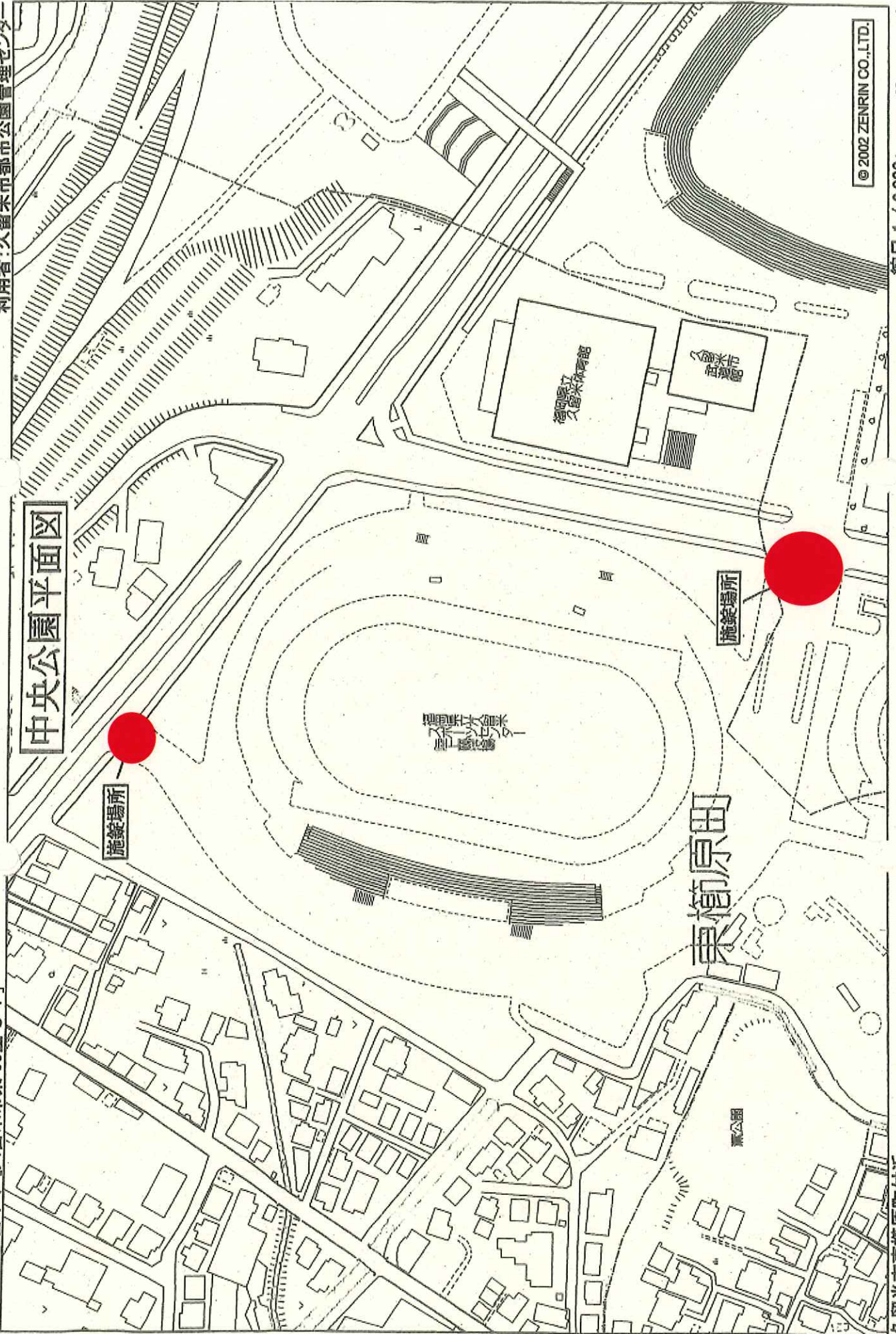
久留米市野球場

合川町

施設場所



中央公園平面図



浦山公園平面図

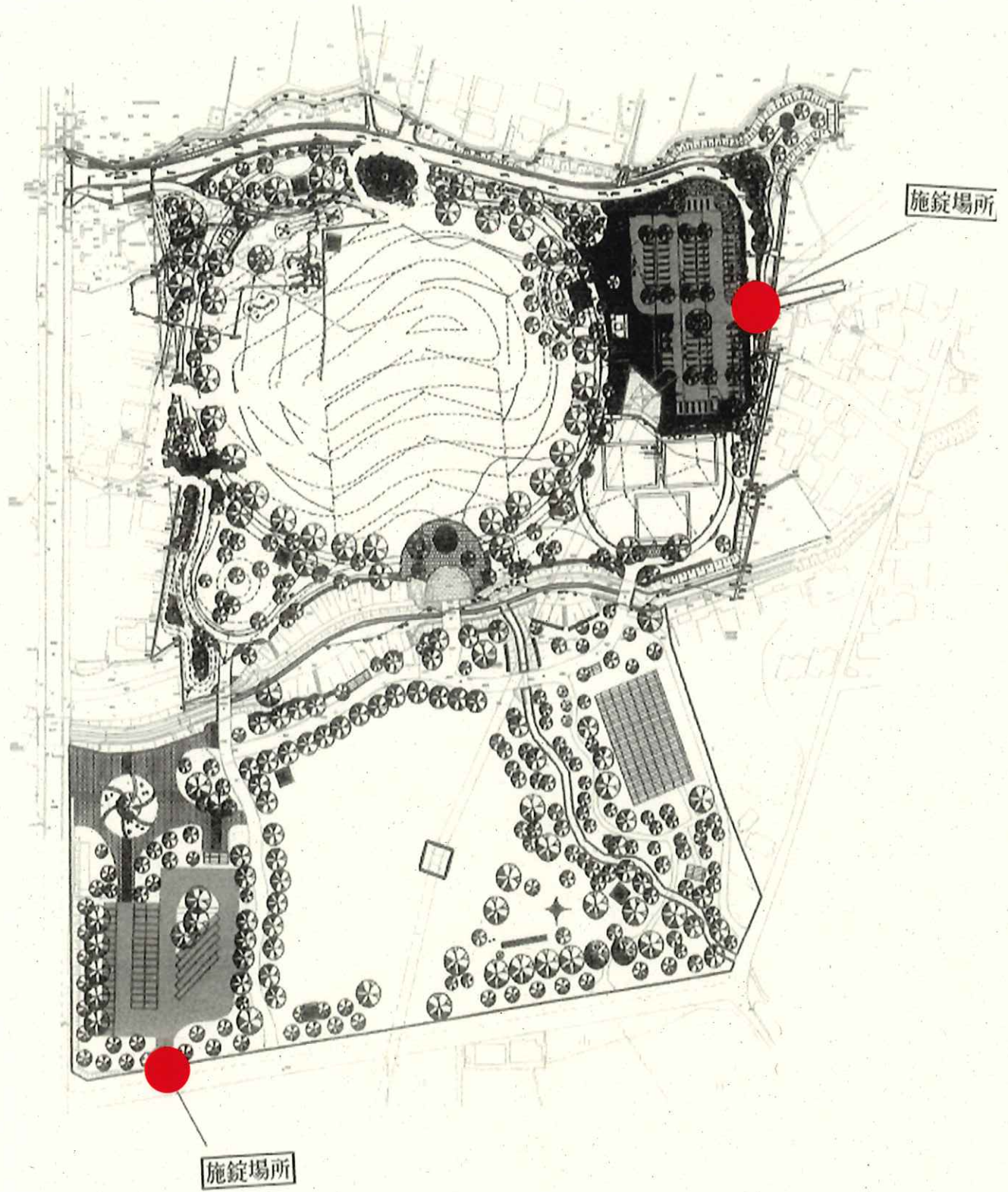


© 2002 ZENRIN CO., LTD.

60m

縮尺 1 / 2,000

津福公園全体平面図



リバーサイドパーク小森野駐車場平面図

